証券コード2894
平成28年6月9日

株　主　各　位

千葉県船橋市本町二丁目７番17号
石　井　食　品　株　式　会　社
代表取締役社長　　長　島　　雅

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
[郵送による議決権行使の場合]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成28年6月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送ください。
[インターネットによる議決権行使の場合]
　当社指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年6月23日（木曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせて頂きます。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、２頁から３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　　具

記

１．日　　時　平成28年6月24日（金曜日）**午前10時30分（受付開始：午前10時）**
２．場　　所　**千葉県船橋市本町１－３－１　フェイスビル6階　きららホール**
（末尾記載の『第75回定時株主総会会場ご案内図』をご参照ください。）

３．目　的　事　項

報告事項
第75期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役１名選任の件
第3号議案　監査役４名選任の件
第4号議案　補欠監査役１名選任の件
第5号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.ishiifood.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使して頂きますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスして頂くことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年6月23日（木曜日）の午後５時30分まで受け付け致しますが、お早めに行使して頂き、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用頂き、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3．複数回に渡り行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回に渡り議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせて頂きます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせて頂きます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
◎議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場頂けません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意願います。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ishiifood.co.jp/）に掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりと致したいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

第75期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたので、その欠損填補及び株主の皆様への配当を実施するため別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

①　減少する剰余金の項目とその額
　　別途積立金　　490,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額
　　繰越利益剰余金　　490,000,000円

２．期末配当に関する事項

当期の配当につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりと致したいと存じます。

①　配当財産の種類
　　金銭と致します。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金３円00銭と致します。
　　なお、この場合の配当総額は52,524,315円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年6月27日と致します。

第２号議案　取締役１名選任の件

コーポレート・ガバナンスの充実を図るため１名増員することとし、取締役１名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式
石井和男（いしいかずお） （昭和23年1月28日）	昭和６３年　４月　草鹿・富澤法律事務所弁護士 平成　９年　４月　石井和男法律事務所設立（現職） 平成２７年　６月　当社社外監査役（現職）	0株

（注）１．石井和男氏は新任の社外取締役候補者であります。石井和男氏の任期は、当社定款の定めにより、他の取締役の任期が満了するときまでとなります。

なお、同氏は現在監査役在任中でありますが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任する予定であります。また、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の取締役選任をご承認いただきました場合は、引き続き、独立役員となる予定であります。

2．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3．社外取締役候補者の選任理由及び適格性については以下のとおりであります。
石井和男氏は、弁護士として金融機関、不動産業、物販業及び行政省庁等の顧問をされており、そこでの幅広い経験や専門知識を当社の経営の強化に生かしていただくため、社外取締役として選任するものであります。
なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記のとおり、法律専門家としての豊富な経験から、社外取締役としての職務を適切に遂行できる人物であると判断しております。
4．石井和男氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
5．石井和男氏が本定時株主総会において選任された場合は、当社と同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

現在の監査役４名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役４名の選任をお願い致したいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式
1	脇田行雄（わきた ゆきお） （昭和26年11月5日）	昭和５０年　４月　当社入社 平成１０年　４月　当社八千代工場総括マネージャー 平成１３年　６月　当社取締役 平成２４年　６月　当社監査役（現職）	7,000株
2	松山元（まつやま はじめ） （昭和41年9月18日）	平成１３年　１月　松山公認会計士事務所開設（現職） 平成２０年　１月　ＭＡＯ合同会社代表社員（現職） 平成２０年　６月　当社社外監査役（現職） 平成２６年　３月　㈱タンガロイ社外監査役（現職） 平成２７年　６月　㈱エヌアイデイ社外監査役（現職）	0株
3	渡邉勝彦（わたなべ かつひこ） （昭和27年8月21日）	昭和５１年　４月　㈱千葉銀行入行 平成２１年　６月　㈱千葉銀行代表取締役専務執行役員 平成２４年　６月　当社社外監査役（現職） 平成２７年　６月　ちばぎん保証㈱取締役会長（現職）	0株
※4	室井恵子（むろい けいこ） （昭和55年９月24日） （戸籍上の氏名：小椋　恵子）	平成２３年　６月　税理士室井恵子事務所開業 平成２６年　４月　税理士法人Ｂricks&UK東京事務所代表社員（現職）	0株

（注）１．※印は、新任の社外監査役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．松山元、渡邉勝彦及び室井恵子の各氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は松山元氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。また、室井恵子氏が選任された場合は、同様に同取引所に届け出る予定であります。
４．社外監査役候補者の選任理由及び適格性については以下のとおりであります。
・松山元氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任するものであります。
・渡邉勝彦氏は、金融並びに経済に関する幅広い知識と豊富な経験等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任するものであります。
・室井恵子氏は、税理士として税務、財務及び会計に精通し、会社の管理に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任するものであります。
５．社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
松山元氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって８年であります。
渡邉勝彦氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年であります。
６．監査役との責任限定契約について
当社は、監査役候補者である脇田行雄氏、松山元氏、渡邉勝彦氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が定める金額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、本議案が承認され監査役に再任された後も引き続き契約を継続する予定であります。
また、室井恵子氏が本定時株主総会において選任された際には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、平成24年６月27日開催の第71回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役久保啓介氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、候補者久保啓介氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、この選任決議の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式
久保啓介 （昭和36年8月19日）	昭和５５年　４月　㈱イシイフード（現　石井食品㈱唐津工場）入社 平成２０年　７月　当社顧客サービス部マーケティングビジネスサポート部マネージャー 平成２８年　２月　当社八千代工場受入センター総括マネージャー（現職） 平成２８年　２月　当社執行役員（現職）	7,000株

（注）補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成25年6月26日に開催された当社第72回定時株主総会においてご承認いただきました当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「大規模買付ルール」といいます。）が、本総会終結の時をもって有効期間満了となることから、その後の社会・経済情勢の変化等諸々の動向を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、第75回定時株主総会にご出席される株主の皆様の議決権の過半数によるご承認が得られることを条件に、現在の大規模買付ルールを継続することを決定いたしました。

なお、本大規模買付ルールの継続につきましては、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員から異議のない旨の意見を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値及び株主共同利益の確保・向上を目的とするものであり、その内容は以下のとおりであります。

I. 当社の財務及び事業の方針決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、さらに買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いた

だく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。
　以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、下記III.記載の内容の事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「本プラン」といいます。）を設定することとしました。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

　当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで食の安心・安全の実現を担保しております。
　そうした中、当社は、他社では真似のできない、無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げてまいりました。
　当社は、これからも当社独自の品質管理方法、無添加調理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けてまいります。当社の企業価値は、このような、技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。
　当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客様満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

　当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。そのために内部統制機能の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進しております。
　当社は、監査役制度を採用しております。監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。
　また、経営の監督機能と業務の分離を図る目的で執行役員制度を採用しております。執行役員制度を採ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし、事業構造改革を迅速にすすめております。
　経営会議は、取締役と執行役員で構成され、取締役会の決議事項などについて事前協議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しております。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み（本プランの内容）

1．本プラン導入の必要性

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前にも増して、当社の卓越した技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大規模買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、Ⅰ．に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており（親族・役員等で約36%（平成28年3月31日時点））、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。さらに、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考えたことから、今回、本プランを導入し、その内容を開示することとしました。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付行為の具体的な提案はなされておりません。

2. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ. に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

なお、本プランは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、本プランは適用されます。

3. 本プランの対象

本プランの対象となる者は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。

注1:特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2:議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等、または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

4. 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。その項目は以下のとおりです(ただし、下記項目に限られるものではありません。)。

① 大規模買付者及びそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
② 大規模買付行為の目的、方法及びその内容
③ 当社株式の買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
④ 当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
⑤ 大規模買付者及びそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要
⑥ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社利害関係者(ステークホルダー)に関する処遇等の方針
⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避する具体的方策

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を日本語でご提出いただくこととし、当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

5. 情報の検討及び意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として、その大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、①60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合)または②90日間(その他の大規模買付行為の場合)を設定します。なお、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了し、取締役会評価期間が開始された時点で速やかに当該事実につき開示を行います。

ただし、上記①②いずれにおいても、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等の必要がある場合には、期間を、30日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を株主及び投資家の皆様に開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家（弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に本情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に本情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。

なお、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重し決議を行い、その内容を公表します。

6. 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、大規模買付ルールに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付行為は、上記5.記載の取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

7. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何に拘らず、大規模買付ルールが遵守されなかったことのみをもって、当社取締役会は、当社株主全体の利益保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律（対抗措置時の施行後法令を含みます。）及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を行使し、大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、外部専門家の意見を参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

なお、株主割当により新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。また、新株予約権に取得条項及び取得条件を設けることもありますが、この場合、大規模買付者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることがあります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合であると当社取締役会が判断したときには、外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び当社株主の皆様の利益を守るために、上記（1）で述べた大規模

買付行為を抑止するための対抗措置を発動することがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主共同の利益を著しく低下させる場合に該当するものと考えます。

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合
③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
④ 当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けを目的としていると判断される場合
⑤ 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
⑥ いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為が行われる場合
⑦ 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
⑧ 当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合
⑨ その他①から⑧までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 対抗措置発動の停止について

上記(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後においても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動を停止できるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、速やかに情報開示を行います。

8. 特別委員会の設置、諮問手続等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく低下させる場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準じる者を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、対抗措置をとることを判断する場合、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、対抗措置の発動が適当か否かを諮問します。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、当社の費用で、当社経営陣から独立した外部専門家の助言を受けたり、当社の取締役、監査役、従業員等から必要な情報についての説明を求めたりしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かについて勧告を行います。当社取締役会は、この勧告を開示したうえで、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かに関して決議を行います。

なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、上記5. に定める取締役会評価期間に含まれます。

なお、現在の特別委員会の委員の略歴は添付資料ご参考2のとおりです。

9. 株主・投資者に与える影響等

(1) 本プランが株主・投資者に与える影響等

本プランの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

なお、上記7. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なります。当社としても、十分な情報開示に努めますが、当社株主及び投資者の皆様におかれましても、当社の情報開示並びに大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者の皆様に与える影響等

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づき、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上当社株主の皆様(大規模買付ルールに反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定または変更もしくは停止した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記載される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても上記7.(3)に従い、当社取締役会が発動した対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が

生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

10. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成31年6月開催予定の第78回定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本プランは、その有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて大規模買付ルールを変更し、または新たな対応策等を導入することがありますが、その場合には、改めて株主の皆様のご信任を得ることとします(ただし、軽微な変更の場合を除きます。)。

11. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記2.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、本プランを事前に開示し、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会で決議予定であることを併せて当社取締役会で決議しております。また本プランは、上記10.に記載した通り、その有効期限は平成31年６月開催予定の第78回定時株主総会の終結の時までであり、その後の継続についてはその後の定時株主総会でのご承認を条件としており、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決議に際して特別委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（ご参考１）

特別委員会規程の概要

1.(特別委員会の設置)
　特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。

2.(特別委員会委員の選任)
　特別委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役、③経験豊富な企業経営者、④弁護士、⑤公認会計士、⑥税理士、⑦学識経験者、⑧前記①から⑦に準じる者、のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。また、当社は、特別委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

3.(特別委員会委員の任期)
　特別委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該特別委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

4.(特別委員会の招集)
　特別委員会は、当社代表取締役または各特別委員会委員が招集する。

5.(決議要件)
　特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、特別委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該特別委員会委員を除く特別委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6.(決議事項及び責任)
（1）特別委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
　① 大規模買付ルールの遵守の有無
　② 大規模買付ルールに係る対抗措置の発動の是非
　③ その他本プランに関連して、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役が特別委員会に諮問する事項
（2）各特別委員会委員は、特別委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

7.(取締役等からの意見聴取)
　特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、特別委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

8.(専門家からの助言)
　特別委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(弁護士、公認会計士、財務アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以上

(ご参考2)

特別委員会委員の氏名及び略歴

現在の委員の略歴

松山 元
昭和41年9月生
平成8年 3月 公認会計士登録
平成13年1月 松山公認会計士事務所開設(現職)
平成20年1月 MAO合同会社代表社員に就任(現職)
平成20年6月 当社社外監査役に就任(現職)
平成26年3月 株式会社タンガロイ社外監査役に就任(現職)
平成27年6月 株式会社エヌアイデイ社外監査役に就任(現職)
※上記松山元氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

渡邉 勝彦
昭和27年8月生
昭和51年4月 株式会社千葉銀行入行
平成21年6月 同行代表取締役専務執行役員に就任
平成24年6月 当社社外監査役に就任(現職)
平成27年6月 ちばぎん保証株式会社取締役会長に就任(現職)
※上記渡邉勝彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

野田 雅生
昭和28年4月生
昭和63年4月 弁護士登録
平成5年 9月 野田純生法律事務所(現:野田総合法律事務所)勤務(現職)
※上記野田雅生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

（ご参考３）

当社株式の状況（平成28年３月31日現在）

1　発行可能株式総数　65,000,000株
2　発行済株式の総数　18,392,000株
3　株主数　6,150名
4　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
石井トヨ子	2,426	13.9
石井健太郎	910	5.2
㈱千葉銀行	875	5.0
㈲ケイアンドアイ	873	5.0
㈱榎本武平商店	653	3.7
㈱オイシー	400	2.3
石井達雄	353	2.0
損害保険ジャパン日本興亜㈱	350	2.0
吉橋計	280	1.6
ユアサ・フナショク㈱	214	1.2

（注）当社は、自己株式883,895株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１　当連結会計年度の事業の状況

１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における食品業界を取り巻く環境では、前連結会計年度から続く円安基調、天候不順による原材料費の高止まりにより、原価負担への影響がありました。

食生活においては、高齢化、共稼ぎ夫婦の増加と専業主婦の減少、都市への集中と地方の過疎化などの影響によりファミリー世帯の減少と一人・二人世帯の増加が顕著になりました。買い物の環境についてもインターネット販売や宅配サービスの増加、大型店から近くの店へ、また買い物難民の増加など大きく変化してきました。そうした社会の大きな変化を受けて、健康志向、安心安全への不信感、食物アレルギーや塩分、災害時での食事でお困りの方も増加してまいりました。

こうした変化の中、当社は単に価格競争で市場を拡大するのではなく、安全対策と手間をかけた付加価値の高い商品を提供することに取り組んでまいりました。

新しい販売チャネルの開拓として、道の駅、百貨店、宅配等へ地域と店ごとの特色に対応した取り組みを強化してまいりましたが、消費者の購入チャネルの変化に充分な対応が出来ず、売上を伸ばすことが出来ませんでした。

製造の過程においても、無添加調理を基本に素材を生かした本物の味を引き出すため、鶏ガラや鰹節から出汁をとり、塩分に配慮し美味しく食べられる商品の改良を行ってまいりました。

また、原材料はお客様の国産志向を受け、国産化を進めるとともに農家との取り組みを強化してまいりました。例えば、ごぼうは風味を生かすため泥付のまま仕入れ、自社で加工し風味のあるごぼうサラダに改良し、栗は成田や岩間等の地域の栗を仕入れ、自社で剥き自社で炊きあげた風味のある栗きんとんの製造等を昨年に引き続き行ってまいりました。

しかし、① 鶏肉や玉葱など主要な原材料の高騰や、② 生産における安全対策のための作業基準の見直しを行ったことによる工数の増加が要因となり、売上原価が上昇しました。

また、③ 営業活動におきましては、食事の困り事を解決するために、「15分で準備ができる食事の提案」、「塩分を１日６ｇに抑える食事の提案」、「非常時における３日分の食事の提案」、「食物アレルギー配慮の食事の提案」、「正月料理における食塩不使用のおせち料理の提案」を昨年に引き続き行ってまいりましたが、マーケットの訴求が不充分に終わり、売上の増加につながる結果にはなりませんでした。

製品別に説明をしますと、食肉加工品は、主力のミートボール群の中で、ソース抜きの「プレーンミートボール」の発売や、15分で準備ができる食事の提案、「無添加調理」を基本に新鮮な鶏肉

を使用し、風味が生きているポイントを店頭でお伝えした結果、ナショナルブランドについては前期比103.5%となる一方で、低価格商品が前期比93.5%となったため、ミートボール群は前期比100.8%となりました。また、ハンバーグ群の中で、「1．５倍チキンハンバーグ」は大人の夕食でのご利用が増加し、前期比109.5%と伸びましたが、「チキンハンバーグ」が前期比91.2%と減少し、ハンバーグ群は前期比97.7%に留まりました。その結果、食肉加工品の売上高は前期とほぼ同水準となりました。

炊き込みご飯の素・まぜご飯の素は、ファミリー世帯の減少を受け、３合用の炊き込みご飯は前期比86.6%となりました。また、一人・二人世帯の１合用のまぜご飯の販売を強化しましたが、お客様の価値観の変化に合わせた提案が出来ず、店頭での品揃えとサービスの提供が遅れ、まぜご飯の素は前期比92.0%に留まる結果となり、炊き込みご飯の素・まぜご飯の素の売上高は前期比90.3%と減少しました。

配慮食は、食塩不使用のパン、自家製の出汁等、昨年度開発された素材のよさを引き出した商品をさらにリニューアルするなどの基盤づくりを行い売上高は前期比114.9%となりました。

非常食は、地震、津波、水害等の災害時の食事として火と水が無くても美味しく食べられる事と、食物アレルギー物質特定原材料７品目不使用という点が評価され、学校・官公庁・企業等へ販売し、売上高は前期比151.4%となりました。

正月料理は、栗きんとんの産地を限定し自社剥きの国産栗に全て切り替え、低価格の中国産、韓国産の栗きんとんを終売としましたが、前期比89.4%の減少となりました。また、お重詰予約おせちについては、自家製の出汁を使用した素材本来の風味を生かした商品に改善した結果、二人用の商品や塩分不使用の商品、食物アレルギー配慮の商品が百貨店等でご好評を頂きましたが、高付加価値であることの情報を発信しきれず低価格商品の販売の縮小とともに、正月料理の売上高は前期比93.3%と減少しました。

また、コミュニティハウスとして、本社ビル１階に昨年度開設しました「ヴィリジアン」では、食事の困り事やニーズを捉える事と、当社が創り上げてきている社会的価値をお伝えする場、お子様が安心して過ごせる場としての活用、食育の場、さらには音楽会などのイベント等で、学べて楽しめる空間として活発に利用されております。

このような活動を行い、お客様満足に努めてまいりましたが、当連結会計年度における売上高は前期比50百万円減の104億67百万円、売上総利益は前期比２億21百万円減の35億18百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、コスト削減に努めましたが人件費の増加等により、前期比67百万円増の37億72百万円となり、２億53百万円の営業損失（前期は35百万円の利益）となりました。

これに営業外収益57百万円、営業外費用79百万円を加減した結果、２億76百万円の経常損失（前期は34百万円の利益）となり、固定資産処分損５百万円及び厚生年金基金解散に伴う退職給付費用１億73百万円を特別損失に計上した結果、税金等調整前当期純損失は４億54百万円（前期は１百万円の利益）となり、これに法人税等合計20百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は４億74百万円（前期は20百万円の損失）となりました。

製品別チャネル別業績の概況は次のとおりであります。

(単位：千円)

製品別売上高	前連結会計年度 (26.4.1～27.3.31)		当連結会計年度 (27.4.1～28.3.31)		比較増減 (△印は減)	
製品別	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品(ハンバーグ・ミートボール他)	8,367,702	79.6	8,363,803	79.9	△3,898	100.0
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	359,950	3.4	325,185	3.1	△34,765	90.3
惣菜（サラダ・煮物他）	397,228	3.8	425,957	4.1	28,729	107.2
非常食	56,262	0.5	85,178	0.8	28,916	151.4
配慮食	35,350	0.3	40,622	0.4	5,272	114.9
正月料理	1,213,583	11.5	1,132,652	10.8	△80,931	93.3
その他	88,730	0.9	94,484	0.9	5,754	106.5
合計	10,518,807	100.0	10,467,884	100.0	△50,923	99.5

(単位：千円)

（チャネル別内訳）	前連結会計年度 (26.4.1～27.3.31)		当連結会計年度 (27.4.1～28.3.31)		比較増減 (△印は減)	
スーパーマーケット・小売店他	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品(ハンバーグ・ミートボール他)	7,920,327	87.6	7,938,120	88.6	17,793	100.2
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	310,703	3.4	286,197	3.2	△24,506	92.1
惣菜（サラダ・煮物他）	150,526	1.7	181,639	2.0	31,112	120.7
非常食	11,354	0.1	15,256	0.2	3,902	134.4
配慮食	16,315	0.2	19,085	0.2	2,769	117.0
正月料理	558,093	6.2	442,547	4.9	△115,545	79.3
その他	76,293	0.8	76,806	0.9	512	100.7
合計	9,043,614	100.0	8,959,653	100.0	△83,961	99.1

宅配・生協・官公庁他	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品(ハンバーグ・ミートボール他)	447,375	30.3	425,683	28.2	△21,692	95.2
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	49,247	3.3	38,987	2.6	△10,259	79.2
惣菜（サラダ・煮物他）	246,701	16.7	244,318	16.2	△2,383	99.0
非常食	44,907	3.1	69,921	4.6	25,013	155.7
配慮食	19,034	1.3	21,537	1.4	2,502	113.2
正月料理	655,490	44.4	690,105	45.8	34,614	105.3
その他	12,436	0.9	17,677	1.2	5,240	142.1
合計	1,475,192	100.0	1,508,230	100.0	33,037	102.2

① **食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）**

主力のミートボール群は、無添加調理を基本にシンプルな原材料だけで製造している点と新鮮な鶏肉を使い風味のある味をお伝えするとともに、店別に小さい子供がいる家庭、ファミリー、高齢者に合ったメニュー提案を積極的に行った結果、売上は増加しました。

ハンバーグ群は、大人の食事としてのご利用が増えた「1．5倍チキンハンバーグ」の売上は増加しましたが、「チキンハンバーグ」の売上が減少しました。その結果、食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）の売上高は前期とほぼ同水準となりました。

② **炊き込みご飯の素・まぜご飯の素**

まぜご飯の素は、2合用の「鶏そぼろと国産筍のまぜごはん」とともに「有明鶏のかしわめし」、「ごぼうと生姜のまぜごはん」も販売を伸ばし、売上は増加しました。

炊き込みご飯の素は、ファミリー世帯の減少と低価格商品を終売にした影響で、売上は減少しました。その結果、炊き込みご飯の素・まぜご飯の素の売上高は前期比90.3%と減少しました。

③ **惣菜（サラダ・煮物他）**

サラダシリーズは、泥付のごぼうを仕入れ、自社で剥き風味のある「ごぼうサラダ」にリニューアルしたことで売上を伸ばし、その結果、惣菜（サラダ・煮物他）の売上高は前期比107.2%と増加しました。

④ **非常食**

非常食は、火と水が無くても美味しく食べられることと食物アレルギー物質特定原材料7品目不使用という点が評価され、企業や官公庁、学校、マンション等、ダイレクト販売での販売が伸びました。その結果、非常食の売上高は前期比151.4%と増加しました。

⑤ **配慮食**

食物アレルギー配慮食は、コンタミネーション対策を徹底管理していることを評価され、生協、幼児・子供専門店、ダイレクト販売での販売が伸びました。その結果、配慮食の売上高は前期比114.9%と増加しました。

⑥ **正月料理**

お重詰予約おせちは、自家製の鰹出汁、鶏ガラスープを使用した素材本来の美味しさを生かした味や塩分不使用のおせちが好評ではありましたが、高付加価値であることの情報を発信しきれなかった結果、売上は減少しました。

栗きんとんは、国産栗を自社で皮剥き・加工することと、地域の栗（成田や岩間等）を使用した今までにない高付加価値の商品がご好評を得ましたが、韓国産、中国産の栗を使用した低価格商品の販売を中止した影響で佃煮おせちの売上は減少しました。その結果、正月料理の売上高は前期比93.3%と減少しました。

2) 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施致しました設備投資の総額は440百万円であります。
その主なものはレトルト殺菌装置設置、その他機械導入に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況
平成27年９月30日に第２回無担保社債５億円を、平成27年12月30日に第３回無担保社債５億円を発行いたしました。

4) 事業の譲渡、その他の状況
該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区　　分	第72期 (平成25年 3 月 期)	第73期 (平成26年 3 月 期)	第74期 (平成27年 3 月 期)	第75期 (当連結会計年度) (平成28年 3 月 期)
売上高 (百万円)	10,190	10,349	10,518	10,467
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△421	△229	34	△276
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△456	△331	△20	△474
１株当たり当期純損失 (△) (円)	△24.89	△18.43	△1.15	△26.96
総資産 (百万円)	9,196	8,170	8,339	7,735
純資産 (百万円)	5,077	4,551	4,553	3,649

(注) １．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純損失」としております。
２．１株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

3　重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会　社　名	本社所在地	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
		千円	%	
イシイ産業株式会社	千葉県船橋市	28,000	100	千葉県産の食材の仕入販売
株式会社ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	30,000	100	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売・直売

4　対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

1）新規顧客の獲得と新しいサービスの提供

一人・二人世帯での食事の増加を捉えて商品開発を行い、食シーンに合わせた食事の提供、チャネルの開発を行ってまいります。

2）今ある食事の不安を解消できる安心・安全な商品の提供

ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、FSSC22000（食品安全）の３つのマネジメントシステムを運用し、安全・安心への取り組みを更に充実してまいります。

3）利益構造の改善

生産における一つ一つの工程を徹底的に分析し、あるべき姿と実績との差を明確にし、改善を進める事により、生産性の向上を行います。生産工程毎に品質の合否判定を行う体制を整えることにより、利益構造の改善に努めてまいります。

また、全部門において従来からの業務工程を作業分析し、ロス・ムダの改善を行います。

4）安定的な財務基盤の獲得

新しい分野、従来の分野を問わず、投資と成果のバランスを図り、キャッシュ・フロー重視の経営を行ってまいります。

5）管理体制の充実

日々の変化を敏感に捉え、即対応することができる体制を作り、責任の所在を明確にし、関連法令順守、環境保全の推進を図ります。このことにより内部統制の強化を図ってまいります。

6）地球環境

認証取得しておりますISO14001の運用において、ISO9001、FSSC22000と一緒に考えて行動していくことにより、お客様に喜んで頂ける商品やサービスの提供とともに、食品廃棄物量、水の使用量、二酸化炭素（CO2）排出量の削減を積極的に進めてまいります。

7）企業の社会的責任への対応
当社グループは企業の社会的責任（CSR）に対する関心の高まりに答えるべく、金融商品取引法における内部統制システムの構築・整備・運用を行うとともに、ISO9001、ISO14001、FSSC22000のマネジメントシステムを業務に一体化させることで、お客様に喜んで頂けるサービスの提供と環境問題への貢献、災害時における食事で困っている方に援助することで社会への貢献ができると考えております。これらにより新たな社会的貢献事業や活動等を通じて、CSRの視点に立った経営を目指してまいります。

8）今後想定される災害に対する対応
当社グループは、災害が発生した場合、千葉県八千代市、京都府船井郡京丹波町、佐賀県唐津市の三域に工場が分散している利点を生かし、供給が継続できる体制を準備してまいります。

以上の事を実施していく事により、社会からより信頼される企業を目指して、経営体質改善の実現を継続的に図る所存であります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5　主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉、牛肉）並びに農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、松茸、米等）を原料とした調理済食品の製造販売、及びこれに付帯する一切の業務を行っております。
イシイ産業株式会社	千葉県産の食材の仕入販売を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売・直売を行っております。

6　主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

本　　社	千葉県船橋市本町二丁目７番17号
営　業　所	首都圏（営）、横浜（営）、埼玉（営）、水戸（営）、宇都宮（営）、高崎（営） 甲信（営）、静岡（営）、名古屋（営）、大阪（営）、中四国（営）、福岡（営）
工　　場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7　従業員の状況（平成28年３月31日現在）

区　分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
	名		才	年
男　性	164	6名減	44.8	18.3
女　性	157	12名増	40.8	13.3
合計または平均	321	6名増	42.8	15.8

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は318名であり、上記には含まれておりません。

8　主要な借入先（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	860,000千円
株式会社みずほ銀行	250,000千円

9　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．株式の状況（平成28年３月31日現在）

1　発行可能株式総数　65,000,000株
2　発行済株式の総数　18,392,000株　（自己株式883,895株を含む）
3　単元株式数　1,000株
4　当期末株主数　6,150名
5　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
石井トヨ子	2,426	13.9
石井健太郎	910	5.2
㈱千葉銀行	875	5.0
㈲ケイアンドアイ	873	5.0
㈱榎本武平商店	653	3.7
㈱オイシー	400	2.3
石井達雄	353	2.0
損害保険ジャパン日本興亜㈱	350	2.0
吉橋計	280	1.6
ユアサ・フナショク㈱	214	1.2

（注）当社は、自己株式883,895株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

Ⅲ．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1　取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	石井健太郎（いしいけんたろう）	
代表取締役社長	長島雅（ながしまただし）	デアデアＭＩＰ㈱取締役
取締役	殿地眞己（どんじまさき）	中曽根康弘事務所
取締役	吉野和男（よしのかずお）	
常勤監査役	脇田行雄（わきたゆきお）	イシイ産業㈱監査役、㈱ダイレクトイシイ監査役
監査役	松山元（まつやまはじめ）	公認会計士、ＭＡＯ合同会社代表社員、㈱タンガロイ社外監査役、㈱エヌアイデイ社外監査役
監査役	渡邉勝彦（わたなべかつひこ）	ちばぎん保証㈱取締役会長
監査役	石井和男（いしいかずお）	石井和男法律事務所

（注）１．取締役のうち殿地眞己氏及び吉野和男氏は、社外取締役であります。なお、殿地眞己氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査役のうち松山元氏、渡邉勝彦氏及び石井和男氏は社外監査役であります。
３．監査役のうち松山元氏及び石井和男氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役梅澤道博氏は、平成27年６月25日開催の第74回定時株主総会をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
６．取締役吉野和男氏は、平成27年６月付で東方地所㈱取締役を退任いたしました。
７．監査役渡邉勝彦氏は、平成27年６月付で東方地所㈱代表取締役社長を退任いたしました。

2　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

3　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (2名)	101,853千円 (19,746千円)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (3名)	25,650千円 (13,530千円)

（注）1．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額1,800千円を支払っております。
2．取締役の報酬限度額は、平成18年６月22日開催の第65回定時株主総会において年額１億3,000万円以内（ただし、使用人給与は含まない）と決議頂いております。
3．監査役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議頂いております。
4．当社は平成19年６月22日開催の第66回定時株主総会終結のときをもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第66回定時株主総会終結のときまでの在任期間を対象とする退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

4　社外役員に関する事項

1）重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
社外取締役	殿地眞己	当事業年度の取締役会には13回中13回出席し、法令施行等に関する専門的分野から指摘事項や経営に関する建設的な意見を述べております。また、行政・政治の変化等、当社のコンプライアンスのあり方について発言を行っております。
社外取締役	吉野和男	就任後に開催された取締役会には10回中10回出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
社外監査役	松山元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	渡邉勝彦	当事業年度に開催された取締役会には13回中12回、また、監査役会には12回中11回出席し、企業経営に関する専門的分野からの指摘事項や経営に関する建設的な意見の発言を行っております。
社外監査役	石井和男	就任後に開催された取締役会には10回中10回、また、監査役会には10回中10回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1　名称　　千葉第一監査法人

2　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法399条第1項の同意を行っております。

3　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4　公認会計士法第２条第１項の「非監査業務」の内容

該当事項はありません。

5　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定等の概要及び当該体制の運用状況は、以下の通りであります。

1　当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1）「石井食品グループ行動規範」を定め、行動の基本ルールとし、取締役、執行役員及び使用人は法令・定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動に取り組みます。

2）倫理委員会を設置し、「内部通報規程」に基づき、公益通報者保護の見地から、社員からの情報収集や通報、相談ができる仕組みの維持・向上を推進します。
社内で発生した重大不適合や「声の箱」に投書された事項の対応や是正内容を確認してまいります。

3）倫理委員会は、社員の法令・定款違反行為につき、賞罰委員会に処分を求めるものとします。

4）管理チームは内部統制システムが有効に機能しているか監査します。

5）コンプライアンス規程に基づいて事務局機能を有する内部統制委員会を設けて全社的な管理を行い、取締役、執行役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

（運用状況）

「石井食品グループ行動規範」は毎年発行する「経営方針書」とともに全従業員に配布し、誓約書の提出により確認を行っております。管理チームは内部統制システムの有効性の監査を行っております。また、各委員会を適宜開催し、その議事録を作成し、社内における内部統制の運用状況を確認しております。

2　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1）株主総会、取締役会、経営会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、保管場所を定め、適切に保管・管理します。

2）経営及び業務執行に関する重要な情報・決定事項、社内通達などは、所管部署にて作成し適切に保管・管理します。

3）管理チームは内部統制の監査の状況を定期的に取締役会に報告します。

4）機密文書管理規程に基づき文書及び情報の管理を徹底し、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態で管理します。

（運用状況）

情報の保存管理は、各規程に基づき、適切な保管及び管理を行っております。

3　当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）「危機管理活動基本方針」、「経営危機管理規程」及び「天災地変・火災に関する緊急事態対策規則」に基づきリスクを管理します。

2）リスクについては、経営会議に報告をし、重大なものについては取締役会に報告します。

3）管理本部において、法務及びITサービスシステムの責任者を設置することでコンプライアンスと情報セキュリティに関する体制を強化してまいります。

4）食品に関する品質・衛生・表示の管理、情報保全、環境、防災、犯罪、風評などに関するリスクへの対応については、それぞれの主管部門においてルールや対応マニュアルの制定、教育・啓蒙の実施をするとともに、必要に応じてモニタリングを実施してまいります。
食品安全につきましてはFSSC22000を認証取得し、食品安全チーム会議においてリスク分析を行い運用管理を行うとともに、定期的な検証を実施してまいります。環境につきましてもISO14001を認証取得しており、環境委員会において管理してまいります。

5）危機管理活動は、それぞれの主管部門で実施しているリスク分析に基づく管理の結果により、当社グループで起こり得る経営上の損害・損失・重大な事態に備えます。

（運用状況）

経営会議にてリスクの洗い出し及び分析を行うとともに、外部の専門家にご出席いただき意見を聴取し、事前予防策及び対応策の検討等を行っております。また、想定される重大危機に対する模擬訓練を定期的に実施し、危機管理態勢の見直し・改善を行っております。

4　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）執行役員制度を執ることにより、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、ロス・ムダをなくし事業構造改革を迅速に進めます。
取締役・執行役員が出席する経営会議において、ロスや基本ルール逸脱に対する是正の確認などを行ってまいります。

2）経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経ることでリスクの洗い出し、アセスメント及び対策を行い、重要な判断材料の提供を行うことで、質の高い議論による取締役会での経営の意思決定を行ってまいります。

3）予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施してまいります。

（運用状況）
　月２回開催する執行役員・取締役が出席する経営会議にて、上記の体制を運用しております。

5　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）「石井食品グループ行動規範」により、取締役、執行役員及び使用人は共通の行動理念を持ちます。
2）管理チームは、監査法人、監査役と連携をとり、内部監査を計画的に実施し、会計の状況等の業務を適正に監督します。
　監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、財務戦略部が参加する定期ミーティングを実施することにより連携を図ってまいります。
3）当社は子会社の取締役から職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行ってまいります。
4）当社及び当社子会社はISO9001、ISO14001、ISO22000を認証取得し、内部統制システムの一環として整備運用してまいります。
（運用状況）
　毎月１回、監査法人、監査役、代表取締役社長、管理チーム、財務戦略部が参加するミーティングを実施することにより連携を図り、業務の適正について監督しております。また、３か月ごとに子会社の取締役会を開催し、職務の執行に係る事項の報告を定期的に受けるとともに、重要事項については事前協議を行っております。ISO認証については、年１回実施される外部審査及び内部監査により、有効性の確認を行っております。

6　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役との協議の上、合意する人選を行って配属するものとしております。
（運用状況）
　監査役の補助業務にあたる使用人は監査役と協議の上決定しております。

7　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1）監査役の補助業務にあたる使用人は、監査役の指示、命令に従い業務を行い、その業務の実施に関して、取締役から指示、命令を受けないこととしております。
2）使用人の人事異動、評価等人事権に係る事項に関して、事前に監査役に報告し、監査役会の承認を得ることとしております。

（運用状況）
　各監査役は、監査役の補助業務にあたる使用人へ直接指揮命令を行っております。

8　当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1）監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、更には関係書類を何時においても閲覧できるものとしております。
2）当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人等は、監査役の要求に従い、又は自ら自己の職務の執行状況を報告するものとしております。
3）取締役・使用人等が監査役に報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないものとしております。
（運用状況）
　監査役が取締役会及び経営会議に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、管理チーム、会計監査人と連携し、定期的に意見交換を行いました。また、３か月ごとに開催される子会社の取締役会に出席し、取締役より職務の執行状況等の報告を受けました。

9　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役の職務の遂行上必要と認められる費用又は債務の処理については、監査役会の監査計画に応じて予め予算を計上するほか、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に会社に償還を請求することができるものとして、監査役の職務執行の実効性を確保してまいります。
（運用状況）
　監査役の職務実行により生じる費用の前払や精算は、適切に行っております。

10　財務報告の適正性を確保するための体制
　財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。
（運用状況）
　管理チームは、金融商品取引法に則り、財務報告に係る各プロセスについて内部監査及び整備状況のテストを実施し、その結果について、取締役会へ報告しております。

11　反社会的勢力排除に向けた体制

1）暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶します。

2）「石井食品グループ行動規範」の反社会的勢力排除条項に基づき、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組みます。

（運用状況）

「石井食品グループ行動規範」は毎年全従業員に配布し、遵守する旨の誓約書の提出を義務付けております。

Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

1　基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制する恐れのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、更に買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

2　基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで、食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先様等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げて参りました。

当社は、これからも当社独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けて参ります。当社の企業価値は、このような技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先様、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客様満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図って参ります。

3　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年６月26日開催の第72回定時株主総会において、「大規模買付行為に関する対応方針導入の件」について、承認を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記１に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

大規模買付ルールは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、大規模買付ルールでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を行おうとする者です。

（注）特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

なお、この大規模買付ルールの詳細につきましては、当社ホームページのＩＲ情報に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策について」（平成26年６月26日付）をご参照下さい。

（http://www.ishiifood.co.jp/）

4　不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼ら

ない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前に増して、当社の技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大量買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、上記１に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。更に、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考え、大規模買付ルールの内容を開示することとしております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**3,890,052**	**流動負債**	**1,904,451**
現金及び預金	2,433,284	買掛金	289,613
売掛金	1,186,170	短期借入金	880,000
商品及び製品	68,958	リース債務	6,166
仕掛品	5,498	未払費用	535,841
原材料及び貯蔵品	163,059	未払法人税等	16,591
その他	35,200	未払消費税等	22,240
貸倒引当金	△2,119	賞与引当金	77,103
固定資産	**3,845,254**	その他	76,894
有形固定資産	**3,289,085**	**固定負債**	**2,180,939**
建物及び構築物	1,461,070	社債	1,000,000
機械装置及び運搬具	843,270	長期借入金	250,000
工具器具及び備品	57,252	リース債務	17,656
土地	906,296	繰延税金負債	15,920
リース資産	21,194	退職給付に係る負債	734,384
無形固定資産	**61,670**	資産除去債務	23,083
投資その他の資産	**494,498**	長期未払金	139,894
投資有価証券	451,676	**負債合計**	**4,085,391**
その他	94,935	**(純資産の部)**	
貸倒引当金	△52,112	**株主資本**	**3,887,535**
		資本金	**919,600**
		資本剰余金	**672,801**
		利益剰余金	**2,470,269**
		自己株式	**△175,135**
		その他の包括利益累計額	**△237,620**
		その他有価証券評価差額金	**35,428**
		退職給付に係る調整累計額	**△273,048**
		純資産合計	**3,649,915**
資産合計	**7,735,307**	**負債及び純資産合計**	**7,735,307**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**10,467,884**
売上原価		**6,949,283**
売上総利益		**3,518,600**
販売費及び一般管理費		**3,772,083**
営業損失		**253,482**
営業外収益		
受取利息	2,738	
受取配当金	9,857	
賃貸料	5,628	
その他	38,830	57,055
営業外費用		
支払利息	23,822	
たな卸資産廃棄損	32,548	
社債発行費	20,079	
その他	3,141	79,591
経常損失		**276,018**
特別損失		
固定資産処分損	5,138	
退職給付費用	173,411	178,550
税金等調整前当期純損失		**454,569**
法人税、住民税及び事業税		20,326
当期純損失		**474,895**
親会社株主に帰属する当期純損失		**474,895**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	919,600	672,801	2,998,395	△126,595	4,464,201
当期変動額					
剰余金の配当			△53,230		△53,230
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△474,895		△474,895
自己株式の取得				△48,539	△48,539
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	△528,126	△48,539	△576,665
当期末残高	919,600	672,801	2,470,269	△175,135	3,887,535

項目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	111,701	△21,995	89,706	4,553,907
当期変動額				
剰余金の配当				△53,230
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△474,895
自己株式の取得				△48,539
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△76,273	△251,053	△327,326	△327,326
当期変動額合計	△76,273	△251,053	△327,326	△903,992
当期末残高	35,428	△273,048	△237,620	3,649,915

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**3,820,288**	**流動負債**	**1,839,383**
現金及び預金	2,361,268	買掛金	289,410
売掛金	1,183,515	短期借入金	820,000
商品及び製品	68,017	リース債務	6,166
仕掛品	5,498	未払金	54,146
原材料及び貯蔵品	163,059	未払費用	533,018
その他	41,068	未払法人税等	16,231
貸倒引当金	△2,139	未払消費税等	22,044
固定資産	**3,857,809**	預り金	21,232
有形固定資産	**3,289,063**	賞与引当金	75,785
建物	1,384,683	その他	1,346
構築物	76,387	**固定負債**	**1,948,073**
機械及び装置	842,979	社債	1,000,000
車両運搬具	291	長期借入金	250,000
工具器具備品	57,230	リース債務	17,656
土地	906,296	退職給付引当金	457,880
リース資産	21,194	債務保証損失引当金	47,000
無形固定資産	**60,592**	資産除去債務	23,083
投資その他の資産	**508,154**	長期未払金	139,533
投資有価証券	437,354	繰延税金負債	12,919
関係会社株式	28,000	**負債合計**	**3,787,457**
長期貸付金	160,000	（純資産の部）	
差入保証金	32,730	**株主資本**	**3,861,145**
その他	62,182	**資本金**	**919,600**
貸倒引当金	△212,112	**資本剰余金**	**672,801**
		資本準備金	672,801
		利益剰余金	**2,443,879**
		利益準備金	229,900
		その他利益剰余金	2,213,979
		固定資産圧縮積立金	187,681
		別途積立金	2,454,800
		繰越利益剰余金	△428,501
		自己株式	**△175,135**
		評価・換算差額等	**29,495**
		その他有価証券評価差額金	**29,495**
		純資産合計	**3,890,640**
資産合計	**7,678,098**	**負債及び純資産合計**	**7,678,098**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**10,442,644**
売上原価		**6,950,887**
売上総利益		**3,491,756**
販売費及び一般管理費		**3,710,919**
営業損失		**219,162**
営業外収益		
受取利息	5,062	
受取配当金	9,646	
賃貸料	6,828	
その他	41,049	62,586
営業外費用		
支払利息	18,382	
社債利息	4,612	
たな卸資産廃棄損	32,171	
社債発行費	20,079	
その他	15,969	91,216
経常損失		**247,792**
特別損失		
固定資産処分損	5,138	
退職給付費用	173,411	178,550
税引前当期純損失		**426,342**
法人税、住民税及び事業税		19,966
当期純損失		**446,309**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	919,600	672,801	672,801	229,900	200,547	2,524,800	△11,827	2,713,519	2,943,419
当期変動額									
別途積立金の取崩						△70,000	70,000	—	—
剰余金の配当							△53,230	△53,230	△53,230
当期純損失（△）							△446,309	△446,309	△446,309
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加					4,217		△4,217	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△17,084		17,084	—	—
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	△12,866	△70,000	△416,673	△499,540	△499,540
当期末残高	919,600	672,801	672,801	229,900	187,681	2,454,800	△428,501	2,213,979	2,443,879

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△126,595	4,409,225	108,142	108,142	4,517,367
当期変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△53,230			△53,230
当期純損失（△）		△446,309			△446,309
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
自己株式の取得	△48,539	△48,539			△48,539
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△78,647	△78,647	△78,647
当期変動額合計	△48,539	△548,079	△78,647	△78,647	△626,726
当期末残高	△175,135	3,861,145	29,495	29,495	3,890,640

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　手　島　英　男　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　川　健　哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、石井食品株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　手　島　英　男　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　川　健　哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、石井食品株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

石井食品株式会社監査役会

監査役（常勤）　脇　田　行　雄　㊞
監査役（社外）　松　山　　元　㊞
監査役（社外）　渡　邉　勝　彦　㊞
監査役（社外）　石　井　和　男　㊞

以　上

第75回定時株主総会会場ご案内図

千葉県船橋市本町１－３－１
フェイスビル６階　きららホール
電話（047）423−7261

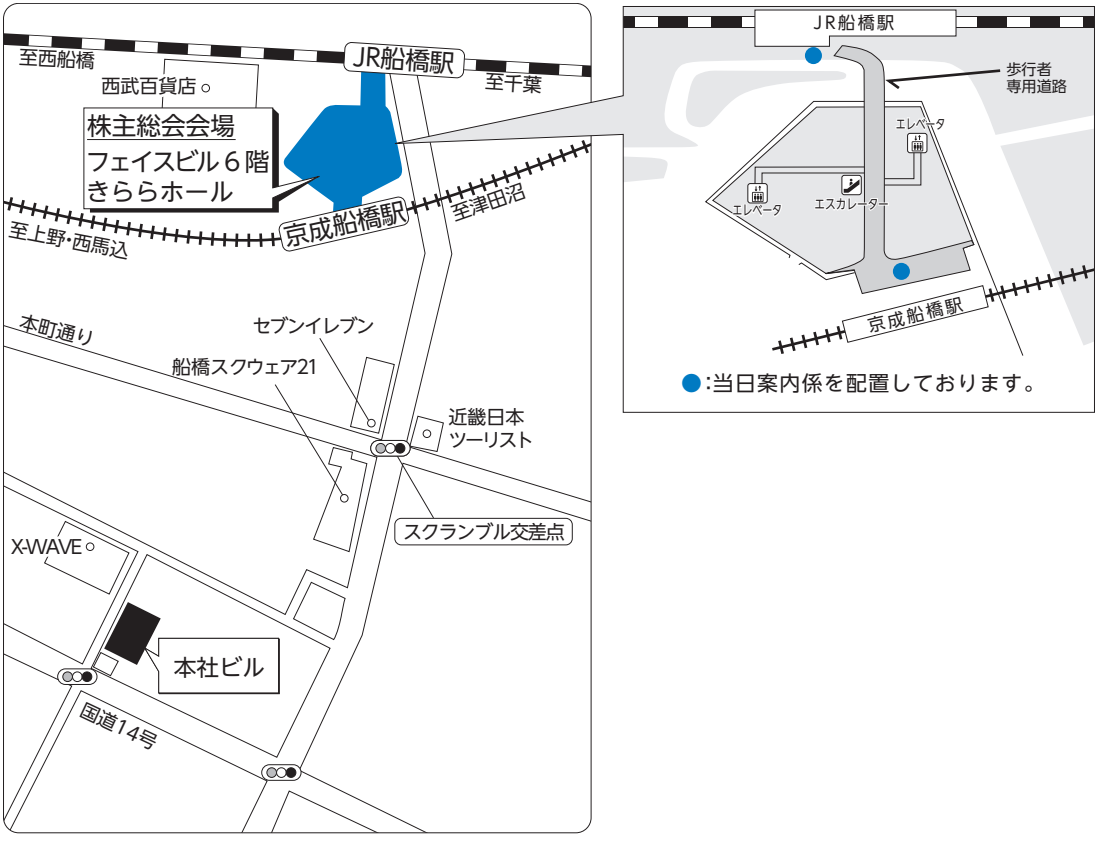

JR船橋駅南口徒歩約２分
京成船橋駅徒歩約２分

・会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。
・会場内は全館禁煙となっております。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

FSC
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK